

メルマガ

# くらしのフレッシュ便

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

## 相談ファイル

### 新生活！悪質なマルチ商法にご用心！

#### ＜相談内容＞

高校時代からの知り合いで、会社の先輩でもある人からオーガニック商品のマルチ取引に誘われた。勧誘を断りきれず、一度は「やる」と言ってしまったが、その後考え直し「やめたい」と伝えた。しかし、先輩は「イベントに参加してから、やめるかどうか考えればよい」と引きとめてくる。今後どうしたらよいか。

(20歳代 男性)

#### ＜アドバイス＞

参加を希望しないのであれば、早いうちにきっぱりと断る方がよいと助言しました。こうした取引は、イベントやセミナーなどに参加してしまうと断るのが難しくなるばかりでなく、強引な勧誘などで消費者トラブルに巻き込まれる可能性があり、最終的に人間関係が破綻するおそれがあることなどを説明しました。



#### (1)「もうかる話がある」、「すごい人に会わせる」などの誘いは用心を

「簡単にもうかる」などのうまい話を安易に信用するのは危険です。友人や先輩などの親しい人からの誘いであっても、必要がなければ勇気を出して断りましょう。

#### (2)仕組みが理解できなければ契約は控えましょう！

マルチ取引は、利益が出る仕組みが複雑になっていたり、多額の初期費用がかかったりするため、取引の経験や知識が少ない若年者が手を出すのはリスクが大きい取引です。内容が理解できなければ、契約は控えましょう。

#### (3)被害者から加害者になり、人間関係を壊すことも

自らの勧誘行為によって、マルチ商法による被害を拡大し、知らないうちに加害者となって人間関係を破綻させる可能性もあります。また、勧誘方法によっては、特定商取引法などの法律に抵触するおそれもあります。

※特定商取引法上の連鎖販売取引に該当すれば、クーリング・オフや中途解約ができる場合があります。トラブルに巻き込まれたときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口（☎188）にご相談下さい。

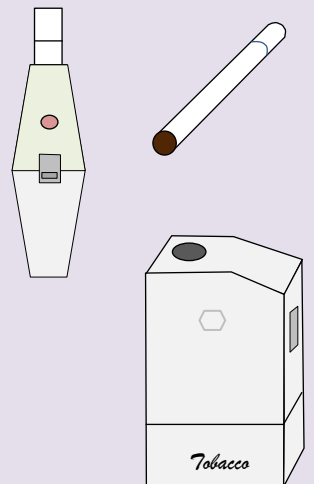
## 生活情報ファイル

### 加熱式タバコの誤飲に注意

国民生活センターが、子どもの加熱式タバコの誤飲事故について注意喚起を行いました。タバコの葉が入った部分を子どもが食べたという事故の多くは、1歳5か月以下の乳幼児で発生しているとのことでした。

#### ＜アドバイス＞

- スティックやカートリッジを乳幼児の手の届く範囲に置かない！**  
加熱式タバコのスティック等には、食べると中毒症状が現れるおそれのある量のニコチンが含まれています。こうしたスティック等は、乳幼児の手の届く範囲に置かないようにしましょう。
- スティックやカートリッジの廃棄場所に注意しましょう！**  
使用後のスティック等を廃棄する際も乳幼児の手の届く範囲には捨てないように心がけましょう。飲みかけの缶などに廃棄すると誤飲のリスクが高まりますので絶対にやめましょう。
- 誤飲した場合、直ちに医療機関を受診しましょう！**  
誤飲時に水や牛乳などを飲ませると、水分にニコチンが溶け出して、かえって吸収しやすくなってしまいます。口の中にタバコの葉が残っている場合はかき出して、すぐに医療機関を受診しましょう。



Q 賃貸住宅賃貸借契約の敷金について述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

- 1 貸主は自然損耗が原因でクロスに変色が生じた場合、原状回復費用を敷金で請求することができる。
- 2 家賃の支払いが困難になった借主は、支払日前にその旨を貸主に伝え、敷金を家賃に充当することができる。
- 3 敷金は契約時に貸主へのお礼として渡す謝礼金なので、賃貸借契約が終了しても返金されることはない。
- 4 退去時の敷金返還トラブルには、国土交通省の原状回復をめぐるトラブルとガイドラインが参考になる。

【第13回消費者力検定（平成28年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### クリーニングトラブルにご注意ください！

これからの季節、冬物の衣類をクリーニングに出すという人も多いのではないのでしょうか。クリーニングでは、シミ、変色、紛失等の相談が毎年寄せられています。こうしたトラブルは、複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が難しい場合があります。

#### <トラブル防止のためのポイント>

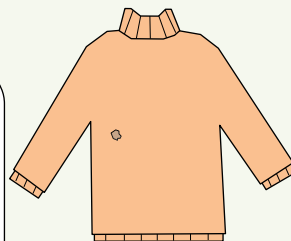
##### ①受け渡しの際によく確認を！

クリーニングを依頼する際や、クリーニング品を受け取る時は、衣類に「シミ」や「穴あき」、「伸縮」、「変色」等がないかを店の人と一緒に確認するようにしましょう。



##### ②クリーニング品は、早めに引き取りましょう！

クリーニング品を受け取らずに放置すると、店に大きな負担をかけるとともに、紛失等の様々なトラブルのリスクが高まります。なるべく早く引き取りに行くよう心がけましょう。



##### ③クリーニング品は、袋をはずして収納を！

クリーニング品は、受け取り時にビニール袋をかけられています。このままクローゼット等に収納するとガスや湿気などにより変色するおそれがあります。袋をはずして、しばらく陰干してから収納しましょう。



困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口（☎188）に御相談下さい。広島県生活センターでは4月、7月、10月、1月の第4水曜日にクリーニングの専門家相談を受付けています（相談員が相談を受けた後に予約を受け付けます）。

【参考】 受け渡し時には確認を クリーニングトラブル防止のために（平成27年12月、独）国民生活センター

[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen238.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen238.html)

「試してみよう、消費者力！第1回」解答と解説⇒国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、建物・設備などの自然的な劣化や損耗、借主の通常の使用により生ずる損耗などの費用負担は、賃料に含まれているものとして貸主負担の考え方をしている。敷金は賃料の未払いなどの担保として貸主に預託しているもの。貸主が借主の賃料不払いなどの債務不履行がある時に相殺することができるが、借主から要求することはできない。契約時に支払う礼金は謝礼金である。敷金は、貸主に預託しているものなので、賃貸借契約が終了した際、貸主に対して負担すべき債務がない場合は借主に返還されることになる。（正解-4）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX